

令和 7 年度

**第 1 7 期第 1 4 回海区漁業調整委員会
議事録**

**令和 8 年 3 月 1 0 日
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和8年3月10日(火) 午前10時00分から10時48分

場所 三重海区漁業調整委員会委員室

議題

- 1 議案1 三重県資源管理方針の変更について
 - 2 議案2 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定について
 - 3 報告事項1 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について
 - 4 報告事項2 漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告について
 - 5 報告事項3 第44回太平洋広域漁業調整委員会の結果について
 - 6 その他
- (1) 次回の委員会日程について

出席委員

矢田和夫 田邊善郎 浅井利一 濱田浩孝 濱中一茂 木下和行
辻本寛一 濱口利貴 松田浩一 奥村卓二 木村那津子 中川かおり

欠席委員

小川和久 千田良仁 倉島 彰

事務局

事務局長	小林智彦
主 幹	中西健五
主 査	葛西 学

行政

水産資源管理課
(資源管理班)
班 長 竹内泰介
技 師 田中翔稀
(漁業調整班)
課長補佐兼班長 西窪大輔

傍聴者

なし

計 18 名

○矢田会長

それでは、ただいまから第 17 期第 14 回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。本日は委員総数 15 名中、小川委員と千田委員、倉島委員が欠席で、12 名が出席していますので、委員会は成立しています。

委員会運営規程第 12 条に基づき、議事録署名者として、木下委員と松田委員にお願いします。発言にあたっては、議長に発言を求めているいただき、議長の指名を受けてからご発言いただくようお願いします。

それでは、議案 1「三重県資源管理方針の変更について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

1－1 ページをご覧ください。

令和 8 年 2 月 25 日付け農林水第 24-1091 号で三重県知事から諮問書が提出されています。漁業法第 14 条第 10 項の規定により準用する第 4 項の規定により、当委員会の意見が求められているものです。

内容については、水産資源管理課から説明をしていただきます。

事務局からは以上です。

○矢田会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（田中技師）

今回の諮問内容は三重県資源管理方針の別紙 1 に記載されている特定水産資源である、まいわし太平洋系群、まさば及びごまさば太平洋系群、まあじ、するめいか、さんま、くろまぐろ小型魚・くろまぐろ大型魚、かたくちいわし太平洋系群、ぶりの 8 魚種のうち、まいわし、さば類、くろまぐろの小型魚、大型魚に関する記述を計 4 点、修正及び追加したものです。

1－2 ページから 1－25 ページまでが今回の修正を反映させた三重県資源管理方針別紙 1 の溶け込み版です。詳細は後ほど説明いたしますが、まず修正箇所をページ順にお示します。1－5 ページのまいわしの項目における「第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準」、1－6 ページの「第 5 その他資源管理に関する重要事項」、1－10 ページのくろまぐろ小型魚の「第 5 その他資源管理に関する重要事項」、1－11 ページのくろまぐろ大型魚の「第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等」の「(2) 漁獲量の管理の手法等」における大型魚の水揚げの報告期限、1－12 ページの「第 5 その他資源管理に関する重要事項」、1－14 ページのさば類の「第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準」の追加配分に係る記述と「第 5 その他資源管理に関する重要事項」が今回の変更点にかかります。それでは詳細をご説明します。

1－26 ページの三重県資源管理方針の変更のポイントをご覧ください。1 点目は、まいわしについてです。まいわしは、一度の水揚げ量が多いことから水産庁から追加配分を得る際、事務手続き作業により操業を妨げることがないように、迅速な対応が必要とされてい

ます。

1－31 ページをご覧ください。参考として、令和 7 管理年度（令和 7 年 1 月～令和 7 年 12 月）の三重県におけるまいわしの月別の漁獲量の推移です。棒グラフは色が塗ってある方が船びき網漁業、斜線が中型まき網漁業、中型まき網漁業のグラフの上に量は少ないのですがその他漁業があります。

グラフのとおり、令和 7 管理年度は 7 月以降、まいわしの水揚げが積み上がりました。これに対応するため水産庁から令和 7 年 9 月以降、計 3 回の追加配分を得ることとなりました。追加配分の推移については、下の表をご覧ください。日付順では 9 月 12 日に 5,500 トン、11 月 11 日に 1,000 トン、11 月 21 日に 2,000 トンの追加配分が水産庁からあり、三重県では令和 7 管理年度、計 8,500 トンの増枠を行いました。

この追加配分について、1－28 ページをご覧ください。三重県資源管理方針の新旧対照表です。ご覧いただくのは右側、旧の別紙です。この下線部のまいわしについては、「農林水産大臣から国の留保枠の配分があった場合は、当該管理期間の当初に漁獲可能量を管理区分ごとに按分した比率で、追加で配分された数量を按分することとする。」と規定されており、国からの追加配分があった場合、知事管理区分への配分は過去の漁獲実績をもとに行うこととしています。

しかし、令和 7 管理年度の漁獲状況は、過去の漁獲実績と著しく離れていたことから、一度現行の管理方針に則り配分した後、漁獲状況に応じて再配分する必要があり、事務手続き作業にロスが生じていました。

このような状況を踏まえ、当該管理年度の漁獲状況に対応した追加配分の割振りが可能となるよう水産庁との協議のもと、他県の資源管理方針を参考にして、三重県資源管理方針の別紙 1「まいわし太平洋系群」における追加配分に関する記述を左側、新の下線部のとおり、「管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の再配分、大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って、本県の漁獲可能量が増加した場合、当該増加分の漁獲可能量（以下「追加配分量」という。）については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、まいわしの回遊状況等を踏まえ、三重海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。ただし、いずれかの知事管理区分において、当該管理期間中の漁獲量が当該知事管理区分の漁獲可能量の 8 割を超えている場合は、追加配分量については、県の漁獲可能量に対して配分があった時点で、ただちに当該管理区分に対して、あらかじめ三重海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた数量を配分することができることとする。」に修正しました。

2 点目はさば類についてです。1－29 ページ下段の（別紙 1－7）の右側の現行の管理方針をご覧ください。1－29 ページから 1－30 ページにかけての下線部の記述が追加配分に関する記述になっており、その内容がまいわしと同様の内容となっています。今回、まいわしの記述を修正するにあたり、水産庁からさば類についてもまいわしと同様の内容に統一するよう依頼がありましたので、左側下線部のとおり、まいわしのものと同様に修正しました。

次いで 3 点目は、くろまぐろの大型魚についてです。1－32 ページをご覧ください。水産庁からの通知文です。くろまぐろの大型魚については、水産庁からの通知のとおり、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（以下「水産流通適正化法」という。）

の一部改正に伴い、令和８年４月から特別管理特定水産資源として水産流通適正化法に適用されることとなりました。

これに伴う変更の趣旨については１－３４ページをご覧ください。大型魚は漁業法に基づいてＴＡＣによる管理を行っており、今回の水産流通適正化法の改正に伴い、水産流通適正化法に基づいた記述に変更することとなった次第です。この変更内容については、１－３５ページをご覧ください。変更箇所は、現行では右側下線部のとおり、陸揚げした日から翌月の１０日までとしていましたが、改正後は、左側の下線のとおり、大型魚は陸揚げした日から３日以内に行政機関（三重県）に報告することとなりました。

このことについて、水産庁との協議のもと、「くろまぐろ大型魚」の定置網漁業及びその他漁業の漁獲量の管理の手法等について、漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項について、１－２９ページの新旧対照表のとおり修正を行いました。

最後４点目は、まいわし、さば類、くろまぐろの小型魚及び大型魚の積み上がりに係る報告についてです。１－３７ページをご覧ください。水産庁資源管理推進室からの連絡で、四角枠内に記載のとおり、国の資源管理基本方針には、漁業法第３１条に基づいて、知事管理漁獲可能量が７割もしくは、８．５割に達した際、ＨＰ等で報告・公表することとしています。

このことについて、水産庁から記述を統一するよう依頼がありましたので、水産庁との協議のもと、三重県資源管理方針においても、漁業法第３１条に基づく内容について、１－２８ページの新旧対照表の「第５ その他資源管理に関する重要事項」について、まいわし・さば類は８割を超えるとき、くろまぐろは７割を超えるときを基準として報告するように修正しました。

なお、これらの変更点について、国への三重県資源管理方針の変更の承認申請にあたり、申請書類等の字句や軽微な事項の修正が必要となった場合には、修正しますのでご了承ください。

これに関連し、１－３０ページをご覧ください。以前別紙３－１４を削除いたしましたが、県法務課から、新旧対照表左側に「(別紙３－１４) 削除」と記載するよう依頼があり、あわせて修正しておりますのでご了承ください。

説明は以上です。

○矢田会長

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○矢田会長

意見がないようでしたら、議案１については、県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○矢田会長

全員異議がないようですので、議案 1 については、県原案どおりとされたい旨、答申することとします。

続きまして、議案 2 「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

2－1 ページをご覧ください。令和 8 年 2 月 13 日付け農林水第 24－1089 号で三重県知事から諮問書が提出されています。漁業法第 16 条第 2 項の規定により、当委員会の意見が求められているものです。

内容については、水産資源管理課から説明をしていただきます。

事務局からは以上です。

○矢田会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（田中技師）

今回の諮問は、令和 8 年 4 月から管理期間が開始される、するめいか、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）の 3 つの資源について、国から都道府県別漁獲可能量の当初配分が示されたことに伴い、県内の知事漁獲可能量の配分を行うものです。

2－2 ページをご覧ください。三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定にあるとおり、各資源の国からの当初配分は順に、するめいか現行水準、くろまぐろ小型魚 47.4 トン、くろまぐろ大型魚 45.8 トンです。知事管理漁獲量は、するめいか漁業は、現行水準、くろまぐろ（小型魚）は、定置漁業 17.8 トン、中型まき網漁業 14.7 トン、養殖用種苗採捕漁業 3.5 トン、その他漁業 11.4 トン、くろまぐろ（大型魚）は、定置漁業 13.2 トン、その他漁業 29.4 トンとしています。配分するのはくろまぐろの大型魚と小型魚のみです。

2－4 ページをご覧ください。くろまぐろ（小型魚）については、令和 7 管理年度の配分の考え方と同様の考え方での配分方法となっています。5 月中旬に本県の令和 7 管理年度繰越し分に加え、国の留保枠からの追加配分が見込めるため、当初配分は県の留保枠を 0 トンとしています。養殖用種苗採捕漁業については、7 月から漁期が始まるため、当初の配分を少なくしています。

5 月中旬以降に追加配分があった際には、原則、県の留保枠として確保します。県の留保枠については、急な漁獲の積み上がりがあった際の対応と、養殖用種苗採捕漁業の追加配分に利用することとし、配分の方法については別途協議を行うものとしています。

2－5 ページをご覧ください。くろまぐろ（大型魚）の配分の考え方です。くろまぐろ（大型魚）については、近年の漁獲実態に近づけるため、令和 4 年 4 月から令和 7 年 3 月の漁獲実績をもとに配分します。また、本県の令和 6 管理年度繰越し分が上限の 2.8 トンまでしか見込めないため、そのトン数を県の留保枠としています。関係漁業協同組合と

打ち合わせを行ったところ、当初配分に加えて、予想される追加配分数量を足しあわせた数量から県の留保分として3トン差し引き、残った数量を三等分して配分し、その後、追加配分の数値を引く配分方法に変更しました。

なお、それぞれ配分の数量や考え方等については、関係漁業協同組合からの同意を得ています。

説明は以上です。

○矢田会長

それではただいまの説明について、ご意見ありませんか。

○濱中委員

全国の配分はどのくらいになってくるの。

○水産資源管理課（田中技師）

この当初の配分は、令和7管理年度とまったく同じです。三重県も他の県もまったく同じ配分になっています。

○濱中委員

全都道府県みな同じってこと。

○水産資源管理課（田中技師）

去年とまったく同じ数字です。

○濱中委員

去年と同じですが、全国的にどれくらい枠があるのですか。小型魚と大型魚別にわかりますか。

○水産資源管理課（田中技師）

いますぐには数字をお示しできません。

○濱中委員

多い県だとどれくらいあるの。

○水産資源管理課（田中技師）

長崎県は小型魚300トン、大型魚500トン程度です。

○濱中委員

その長崎県では上限までいっていますか。

○水産資源管理課（田中技師）

ほぼ上限までいっています。消化率は8割を超えています。

○濱中委員

三重県の枠にしたらどのくらいになるの。枠としては何番目くらいなの。

○水産資源管理課（田中技師）

枠としたら決して少ない方ではなくて、上が突出しているだけです。上から10番目くらいです。大型魚に関しては、7番目か8番目くらいだと思います。

○木下委員

この枠自体はどうにもならないけど、全国の配分枠が去年のままということは、去年と同じ数量配分をしているのですよね。この2年、3年まぐろ多いよね。多い状況のなかで去年のままというのはどうでしょうか。枠を少し増やして配分したほうが良いと感じます。近年、全国的にこのまぐろ漁では、せっかく漁獲した魚を放流することも多い。全国一律に去年のままの数量を配分するやり方はどうでしょうか。もう少し増やして分配することを国はできないものでしょうかね。

○水産資源管理課（田中技師）

もっと資源は増えているはずなので、国はWCPFCに計算方法の変更を申し入れ、国の全体枠を増枠するよう依頼をしたのですが、提案は却下され枠は令和7年と同じと決まっています。木下委員がおっしゃったように現状のくろまぐろの資源状態と漁獲枠が一致していないことについては、当県だけではなく他県も国に意見をしています。これらの意見をもとに国もWCPFCに働きかけはしていますが反映されていない状況になっています。

○木下委員

反映されていないのですね。

○濱中委員

ある県は400トンも枠があって、三重県は十分の一の40トンですよ。

○濱田委員

大敷に入ったほとんどの魚を捨てること自体、涙が出てきます。今まで漁獲されなかった魚が大敷に入るのですから、捨てなくても良いようにしてほしい。

○濱中委員

三重県だけの話ではないでしょう。ほかの県でも苦労していると思いますが。

○矢田会長

ほかにご意見はありませんか。

ないようでしたら、議案2については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○矢田会長

全員異議がないようですので、議案2については、県原案どおりとされたい旨、答申することとします。

続きまして、報告事項1「三重県資源管理方針に係る知事漁獲可能量の変更について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

資料3の3-1ページをご覧ください。漁業法第16条第5項の規定に基づく、三重県資源管理方針に係る令和7管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）の知事管理漁獲可能量の変更についての報告になります。

内容については、水産資源管理課から説明をしていただきます。

事務局からは以上です。

○矢田会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（田中技師）

3-1ページのとおり、くろまぐろの小型魚を、全体枠の65.8トンはずえず、定置漁業28.9トン、中型まき網漁業9.7トン、養殖用種苗採捕漁業2.5トン、その他漁業23.6トンに変更しましたので報告します。3-2ページをご覧ください。今回の変更についてのポイントです。令和8年1月27日開催の三重海区漁業調整委員会で承認いただきました、海区委員会開催後から令和8年3月31日までの間に、急な漁獲の積み上がりにより、漁獲可能量の変更の必要が生じた場合であって、関係団体が同意した場合に限り変更することを事前承認いただいたことに基づき、くろまぐろ（小型魚、30kg未満）の積み上がりへの対応等を目的として、知事管理漁獲可能量の配分を変更したので、その内容について報告するものです。

令和8年1月末時点での小型魚における都道府県別漁獲可能量は、65.8トンであり、そのうち、定置網漁業は23.9トン、中型まき網漁業は19.7トン、養殖用種苗は2.5トン、その他漁業で18.6トンとなっており、県の留保枠（1.0トン）は、漁獲の積み上がりに対応するため残していました。

3-4ページをご覧ください。くろまぐろの漁獲状況と配分等の一覧です。令和8年1月末時点での関係漁業協同組合からの報告に基づく集計による小型魚の漁獲状況は、漁獲実績（1月30日）にある列をご覧ください。定置網漁業で消化率67.9%、その他漁業も

80.9%まで積み上がっていました。一方で中型まき網漁業の消化率は 7.5%に留まっており、こうした状況に対応するため、中型まき網漁業の 10 トンを追加配分の方資として、配分案のとおり、定置漁業及びその他漁業へ 5.0 トンずつ配分しました。このことによって、配分後の消化率は、定置漁業 56.2%、中型まき網漁業 15.5%、その他漁業 63.7%になりました。それぞれの配分案の数量、考え方等については、関係漁業協同組合からの同意を得ており、反対意見が出ませんでしたので、2 月 5 日付けで知事管理漁獲可能量を変更したため、今回の海区漁業調整委員会にて報告させていただきます。

説明は以上です。

○矢田会長

ただいまの説明についてご意見ありませんか。

それでは特にないようですので、次に進みます。

報告事項 2 「漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況等の報告について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

資料 4 の 4－1 ページをご覧ください。令和 8 年 2 月 9 日付け農林水第 24-4291 号で三重県農林水産部長から漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況等の報告がありました。なお、報告は令和 6 年度分になります。

内容については、水産資源管理課から説明をしていただきます。

事務局からは以上です。

○矢田会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（西窪課長補佐兼班長）

この報告につきましては初めての委員の方もおみえですので、内容の説明に入る前に、「資源管理の状況等の報告」とは、についてご説明します。

この報告は漁業権に関する報告です。

4－10 ページ参考資料をご覧ください。漁業法の抜粋です。資源管理の状況等の報告は漁業法第 90 条に規定されています。漁業権者は、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を知事に報告しなければならない。とされています。この規定にある農林水産省令とは、「漁業法施行規則」のことであり、この規則の中で、年 1 回以上、漁獲量などを知事に報告しなければならないとされています。

また、同法第 90 条第 2 項において、漁業権者から報告を受けた知事は海区漁業調整委員会に対し、報告をするものとする。と規定されています。

本日は、各漁業権者から、令和 6 年度の報告が知事にありましたので、委員会に報告させていただきます。

なお、この各漁業権者からの報告内容はかなりの量となりますので、県で取りまとめた

内容について報告します。

4－2 ページをご覧ください。定置漁業です。令和6年1月から同年12月までの一年間の状況報告になります。この報告において、大切となるのは、報告状況の項目、一番右になります。県では漁獲量などの漁場の活用状況の報告内容に基づき、漁場が有効に活用されているかなどを判断しており、適切かつ有効と判断される場合には、「○」としています。仮に、適切かつ有効と判断されない場合には「×」となります。

定置漁業は、表の免許番号にありますとおり、定1から定29まであり、定7と定13を除き、適切かつ有効と判断されたことから「○」としています。

なお、定7と定13は「－」としております。体調などを理由に操業されておらず、休業届が提出されています。合理的な理由による休業のため、「×」とはしておりません。

4－3 ページをご覧ください。共同漁業権における資源管理の状況等の報告です。令和6年4月1日から令和7年3月31日までの一年間の報告になります。

共同漁業権は147件あり、県で報告内容を確認させていただき、各漁業権とも適切かつ有効に活用されており、すべて「○」と判断しています。

次に区画漁業権です。共同漁業権同様、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの一年間の報告になります。4－4 ページと4－5 ページが黒のりや青のりなどを養殖する藻類養殖業です。394件あり、報告状況はすべて「○」でした。4－6 ページは、たいやまを養殖する魚類養殖業とくろまぐろ養殖業です。魚類養殖業66件、くろまぐろ養殖業は5件あり、報告状況はすべて「○」でした。4－7 ページは、かきなどを養殖する貝類養殖業です。127件あり、報告状況はすべて「○」でした。4－8 ページは、真珠養殖業です。173件あり、ほとんどが「○」ですが、定置漁業権同様、体調不良などを理由とした休業届が提出されており、「横バー」としている漁場が一部あります。4－9 ページは、真珠母貝養殖業です。75件あり、報告状況はすべて「○」でした。

報告は以上です。

○矢田会長

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

それでは特にないようですので、次に進みます。

報告事項3「第44回太平洋広域漁業調整委員会の結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

資料5から説明させていただきます。5－1 ページをご覧ください。第44回太平洋広域漁業調整委員会の議事次第になります。令和8年2月17日に東京都千代田区にあります三番町共用会議所にて、Web 併用で行われました。本委員会の委員である矢田委員には、三重海区委員室までお越しいただき、Web にて出席していただきました。

委員会には28名中、22名が出席して、委員会は成立しました。議題は次のとおりです。

「令和8年度における遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の資源管理措置について」、「太平洋南部キンメダイに関する委員会指示」、その他事項として「令和8年度資源管理関係予算について」でした。

5－2 ページをご覧ください。委員名簿になります。

5－3 ページをご覧ください。「くろまぐろ遊漁の管理について」です。

5－4 ページをご覧ください。令和7管理年度の採捕状況は、2月13日時点で57.5トンとなり、残り4.6トンとなっています。そして、本管理年度は6、7月の採捕の積み上がりが予想以上に大きかったことから9月以降の採捕上限は3トンとなりました。

5－5 ページをご覧ください。「委員会指示違反への対応について」です。2月13日時点で20件の裏付け命令を出しています。

5－6 ページをご覧ください。「令和8年度における管理について」です。見直しの項目は「採捕上限の設定」「大型魚の保有制限」になります。「採捕上限の設定」としては、①令和7年度の余剰分は隔月に均等配分すること、②月毎の採捕数量を超過した場合は、超過した数量を翌々月の採捕数量から均等に差し引くこととなります。「大型魚の保有制限」は、一人一月一尾までが、一人各期間一尾までになります。各期間とは、4月から始めて、2か月間ごとになります。4月と5月で一括り、6月と7月で一括り、8月と9月で一括り、という考え方です。

5－7 ページをご覧ください。令和8年4月1日から導入されるくろまぐろ遊漁に関する届出状況ですが、2月13日時点で4,313件になります。なお、届出は者ごと、船舶ごと、海域ごとに行うため、対象者及びそれぞれの海域での重複を含んでいます。例えば、遊漁船業者でもあり、遊漁者でもあるAさんの場合、それぞれで届出が必要になりますので件数としては2件になります。

5－9 ページをご覧ください。「太平洋広域漁業調整委員会指示第49号の一部改正について」です。改正内容は、先ほどご説明させていただきました一人一月一尾から一人各期間一尾までに変更するものです。施行日は、令和8年4月1日です。

5－15 ページをご覧ください。遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕数量に関する運用方針の委員会指示の更新になります。例えば基本的な配分は各月5トンにする。そうしたものの内容になっています。

5－16 ページをご覧ください。遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕の禁止に関する運用方針の委員会指示の更新になります。

続きまして5－17 ページをご覧ください。太平洋南部キンメダイに関する委員会指示になります。きんめだいを獲ることを目的とする刺し網漁業については、①太平洋の公海においては大臣許可、各都道府県海域においては、漁業権または知事許可に基づき営まれています。これ以外の日本の排他的経済水域、領海及び内水では自由漁業として営まれています。きんめだい資源の管理・回復を図るため、日本の排他的経済水域内に参考で示した規制海域において、きんめだいを獲ることを目的とする底刺し網漁業にかかる規制を今回行うものです。

5－43 ページをご覧ください。太平洋広域漁業調整委員会の前回委員会において、委員であります関いずみ委員から、太平洋南部きんめだい資源において、漁場環境の保全措置としてどのような取組を行っているのか等についてご質問がありました。その質問の回答になりますが、漁具流出防止や回収の取決めとしては、書面で確認できなかった神奈川県を除いてなんらかの取決めがあるとのことで回答されています。そして、取決めの実施状況としては、一都3県いずれも実施しているとの回答がなされました。

続きまして、5－46 ページをご覧ください。令和8年度水産関係予算の主要事項になります。事務局である水産庁担当者から簡単な説明がありました。例えば、5－56 ページ「水産資源調査・評価推進事業等」について、5－57 ページ「スマート水産業推進事業」について、5－58 ページ「新ロードマップに基づく資源管理等高度化促進事業」について、5－59 ページ「さけ・ます等栽培対象資源対策事業」について、5－60 ページ「漁業収入安定対策事業」について等、ごく簡単な説明がありました。

最後に、5－61 ページをご覧ください。広域漁業調整委員会の今後の役割等につきまして、前回会合での委員からの御意見を取りまとめた資料になります。それぞれの委員会から様々な意見が出ておりますので、今後、広域漁業調整委員会の役割にて議論を深めていくことになります。

簡単ではございますが事務局からの報告は以上になります。

○矢田会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○濱田委員

これからもずっと三重県のまぐろの大型魚、小型魚の枠をもらいますよね。そのなかで、3月に入るとまた大型魚がばんばん捕れるよね。このままでは、小型魚の枠が残ると思います。こういう枠を県のなかで交換して、定置で捕れるようなことがもっと簡単にできるシステムを水産庁で考えてもらえないだろうか。例えば、三重県は例年どおりのトン数枠をもらおうと使い切ることができる。そうでないと小型魚が余り、上手に使い切らなかったと判断されてしまう。この小型魚の残った分を大型魚に交換できたら、ほぼ 99.9% 使い、消化できる。三重県の状況をよくわからない水産庁が決めることではないのではないかと思います。三重県に配分された枠は、もう少し三重県のなかで調整させてほしい。ただし、100%を超えたらだめですよってことで挑戦させてもらえるようなシステムを考えていただくことを国にお願いしたい。

○水産資源管理課（田中技師）

わかりました。小型魚から大型魚に枠を移すことを不等量交換と言います。それが水産庁からの規定の回数までしかできませんので、それをもう少し3月など期限を後ろにずらすなどができれば良いと思います。

○田邊会長職務代理者

配分されたトン数ですからね。濱田委員も言われるように、今のトン数では不満なんです。それを有意義に使おうと思ったら、そういうことでもしていただかないと、上手に使い切ることができないのかなと思います。

○濱中委員

それが出来たらありがたいですけど。

○水産資源管理課（田中技師）

わかりました。水産庁に伝えておきます。

○田邊会長職務代理者

難しいとは思いますがお願いします。

○矢田会長

このように困っている漁業者もおられますので、頑張って水産庁と話をしてください。

○田邊会長職務代理者

余っている枠が来年まで持ち越せるのなら良いが、限られた枠しか持ち越せないのですね。結局、残した分が出ると、誰が配分したのという話になってきます。上手に使う方法を考えていかないといけないと思います。お願いします。

○矢田会長

よろしくお願いします。

それではほかにご意見はありませんか。

特にないようですので次に進みます。

その他（１）「次回の委員会日程について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

次回の委員会ですが、４月２８日（火）１０時からの開催をご提案します。

場所は、三重海区漁業調整委員会委員室です。

○矢田会長

それでは、次回の委員会は４月２８日（火）午前１０時からの開催でよろしくお願いします。

今回の委員会が、令和７年度の最後となる見込みです。ありがとうございました。

これをもちまして、委員会を閉会いたします。